

会議録(要旨)

会議名等	令和6年度当事者会 1月定例会	文責	障がい福祉室
日程	令和6年1月18日 午後1時30分～3時30分	場所	勤労者会館 大研修室

1. 福祉総務室より 出前講座「防災について」

「防災について」、出前講座を受講した。

【質問】

・吹田市に福祉避難所は何か所あるのか。

(回答)29 か所ある。受け入れについては、受け入れ可能な範囲で受け入れていただくことになる。直接避難については、平常時に施設との調整等がついている方だけで、それ以外の方は、まずは、指定避難所などへの避難となる。実際のところ、受入としては、すでに福祉避難所に避難してしまっている方や平常時からつながりのある施設利用者の方の受け入れが進むのではないと思う。

・障がい者が一人(介助者無し)で避難所に行った場合、周囲から支援を受けることはできるのか。

(回答)福祉避難所の受け入れは、基本的には介助者ありの方を対象としている。ただし、介助者がいるとは限らないと思われるため、施設や現場の人たちの協力を得るか、市が介助者やボランティアを募るような形で対応することを想定している。

・医療的ケアが必要な方の非常用電源の確保について、吹田市に助成制度はあるのか。

(回答)医療的ケアが必要な方の非常用電源の確保については、医療的な側面が強く健康医療部との連携が必要なことから、関連部署とも連携しながら今後進めていきたい。

・個別避難計画について、どの機関の発案で本フォーマットを作成したのか。本フォーマットでは内容や配慮が不足している部分が多いと感じている。例えば、医療的ケアが必要な方は、車以外での避難が困難であることから、避難経路や移動手段を検討することがそもそも難しい面がある。

(回答)個別避難計画は、災害時要援護者(障がい者、高齢者、妊産婦、配慮が必要な方)を対象としているため、障がい者に特化した内容にはなっていない。一般社団法人福祉防災コミュニティ協会の全面的な協力のもと、福祉総務室が主体となって作成したものである。現時点で、ルビの有無や、字が小さくて読み辛い等の意見もいただいている。今後も内容については改善を図っていく。

・要援護者名簿について、更新頻度について聞きたい。未成年の場合、療育手帳の更新時期が早く、成長に伴い手帳の等級が変わることもある。例えば、療育手帳が切り替わるタイミングで療育手帳 A から B1 または B2に変更となった場合、要援護者名簿からは削除されてしまうのか？等級が変わった場合、年度途中でも反映されるのか。

(回答)要援護者名簿の登録や更新の案内については、災害時要援護者名簿の登録対象の方に、3年に一回の頻度で送付している。支援が必要ないと申し出がある方以外は、行政側で情報を削除することはない。

・福祉避難所の対象者について「要配慮者のうち、市が特定した者」になっているが、自閉症児については一般避難所で他の避難者と一緒に過ごすことは現実的に困難である。受け入れる場所が必要だが、吹田市にはあるのか。

(回答)個別性については、現場判断になる部分も多くなっていると思う。避難所の環境については、今後も課題として検討を重ねる必要があると思っている。関係部署と連携して、今後も改善に取り組んでいく。

・家族単位で福祉避難所を利用できるのか？親、兄弟がいる場合に、福祉避難所をともに利用できるか？

(回答) 家族全員での避難については、現在のところ、付き添いとして介助者1人のみを避難時に受け入れるとの規定となっている。行政としても課題として認識している。

・防災について、環境や支援の整備は必須であるし、そのような動きを取る際は当事者の声をぜひ聴いてもらい、内容に反映させてほしい。

・個別避難計画の作成支援者資格の中に「福祉専門職」とあるが、具体的には誰になるのか。

(回答) 対象者を主に支援をしている方、状況が把握している方を想定しており、原則は、ケアプランやサービス利用プランを作成している方を対象としている。セルフプランでサービスを受けている方についてはご自身または周囲の支援者に作成依頼することも可能である。ただし、報酬の支払いは事業所を対象にしているため、個人を対象とした報酬は無い。

2. 情報共有

■当事者会 2 月定例会における傍聴について

役員会および運営事務局で作成した「吹田市地域自立支援協議会当事者会の傍聴に関する規定」を配布。2 月定例会において傍聴を募集することについて、当事者会出席者より承認を得る。傍聴募集期間は令和 6 年 1 月 19 日 (金) 午前 9 時から、令和 6 年 2 月 8 日 (木) 正午までとする。申込期限までに障がい福祉室へ電子メール、ファックス又は郵送により本申込書又は本申込書に準じた内容の送付によって、申し込みを受け付けるものとする。

■吹田市社会福祉協議会から依頼 千里新田小学校における講演について

委員2名が講演する予定。詳細については、社会福祉協議会、千里新田小学校と協議を行う。

■障がい福祉室 給付グループから「吹田市障がい者福祉年金及び難病患者等給付金について」

吹田市障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の支給条例を廃止する条例の制定について、令和 5 年 11 月定例会において可決され、令和 6 年 9 月期の支給を最後に廃止することとなった。対象者には令和 6 年 1 月末に送付予定にしている。

【意見】

・吹田市障がい者福祉年金及び難病患者等給付金を廃止することで、重度障がい者(児)へのサービス拡充、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保・育成策の推進等、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実を図ると言っているが、新たなサービスを導入する前に、現行サービスが役立っているかの把握も必要であると思う。例えば、福祉タクシー券について、自分は年間48枚の支給を受けているが、ほとんど利用していない。一方で、年間 48 枚では足りない、という方もいると思う。「やっています」というポーズだけでなく、どのサービスがどのように、どれだけ活用されているか把握し、より支援の必要な方に適切に届くよう、サービスの整備をしてほしい。

以上